
現代国際通貨論考

寺園 徳一郎著



ミネルヴァ書房

《著者紹介》

てら ぞの とく いち ちう
寺 園 徳 一 郎

1925年 宮崎県に生まれる
1950年 九州大学経済学部卒業
福岡商科大学助教授を経て、
現 在 福岡大学教授(経済学部)，貨幣論を担当
著 書 『資本と競争』ミネルヴァ書房，1968年
竹村編『金融経済論』第8講「兌換停止と管理通貨制度」
(有斐閣，1958年)

現代国際通貨論考

1973年2月10日 第1版第1刷発行

＜検印廃止＞

定 価 1200円

著 者	寺 園 徳 一 郎
発 行 者	杉 田 信 夫
印 刷 者	江 戸 卯 一 郎

発行所 株式 会社 ミネルヴァ書房
607 京都市東山区山科日ノ岡堤谷町1
電話京都(075)581-5191(代表)
振替口座・京都8076番

©寺園徳一郎，1973

共同印刷工業・清水製本

3033-41050-8028

は し が き

まず、本書の道標（ガイド・ポスト）について触れておかなければならない。

K・マルクス著『経済学批判』のc「流通手段と貨幣についての諸学説」のなかに18世紀と19世紀の貨幣理論の背景を示した個所がある。

〔18世紀の背景〕——「18世紀のすべての貨幣理論の背後には、ブルジョア経済のゆりかごをまもりおえながら、なおたえず立法のうえに濃い影をなげかけていた幽霊たる重商主義とのひそかな闘争がかくされているのである。」（岩波文庫，5639～5641号，223頁）

〔19世紀の背景〕——「貨幣の本質に関する研究は，19世紀には，金属流通によってではなく，むしろ銀行券流通の現象によって，直接刺戟された。前者にまでさかのぼって研究されたのは，ただ後者の諸法則を発見するためにすぎない。」（同頁）

そして，K・マルクス著『資本論』は，その第Ⅲ巻第5篇「利子付資本」において，さきの『経済学批判』c「諸学説」の拡大された補充としても，また独立にも，1844年および1845年のピール銀行立法を主要な素材とし，その立法にかんする通貨学派と銀行学派との論点の違いを生きた素材として，兌換銀行券流通の諸法則を発見することに努めたのであった。いわば，この立法のうえにその濃い影をなげかけていた幽霊たる，D・リカード流の貨幣数量説とのあらわな闘争を表明しつつ。そこで，——

〔20世紀の背景〕——「.....
.....。」

この「 」内を埋めることが，本書の第一の道標である。それは，いかなる次元の貨幣現象に刺戟され，いかなる立法を素材とし，その立法に投影された

何説との闘争をかくしながら、貨幣理論の掘り下げが進められているか、ということの確認である。因みに仮説をもうけてもよい。

〔20世紀後半の背景〕——「銀行券(兌換・不換)の本質に関する研究は、20世紀後半には、銀行券流通の現象によってではなく、むしろ国際通貨流通の浮沈現象によって、直接刺戟された。前者にまでさかのぼって研究されたのは、ただ後者の諸法則を発見するためにすぎない。」と。

とすれば、このばあい採り上げらる立法は、なかんずくIMF協定(SDR条項を含む)という国際法であることになろう。

第二の道標は、上記の貨幣理論の掘り下げがどこかで遭遇すべき試金石、すなわち不換銀行券流通下での価値尺度論への示唆に坎する。それは次のようなことである。

『資本論』第Ⅰ巻第1篇第3章第2節c「铸貨。価値標章」の「注84」に、次のような叙述がある。

「貨幣というものにかんして論ずる最良の筆者たちすら、貨幣の各種の機能を、いかに不明確に理解しているかを示すものは、フラートンの次の個所である、『……』。こうして、貨幣商品は、流通において単なる価値標章(bloße Wertzeichen)によって置換えられうるのであるから、価値の尺度として、価格の尺度標準として無用であるというのである！」(岩波文庫、7058～7060号、224～5頁)

簡単にいえば、不換銀行券=価値標章の全面的流通下でも、価値尺度の機能を果しうるのは、価格標準の機能を果しうるもの、すなわち貨幣商品(金)である、ということである。そして、これが前半。その金は何処に在るか？これが後半である。

おなじく、第3章第3節a「貨幣退蔵」のなかに、なお次のような叙述がある。

「退蔵貨幣の直接の形態とともに、その美的形態、すなわち、金商品……の所有ということも進む。これはブルジョア社会の富とともに増大する。……

…あるいは金……にたいする市場 (Market für Gold) が、それらの貨幣機能から独立して、形成され、つねに拡張されていく。あるいは貨幣の潜在的な供給源ができて、とくに社会的な嵐の時代に流れ出る。」(同、233—4頁)

これは、貨幣商品たる金は、ブルジョア社会の富の増大とともに、不換銀行券にたいし商品化して金市場にあるあいだは、退蔵貨幣のいわば第二形態なのだから、価値尺度という貨幣機能を果すことからは免かれている、ということであろう。

そこで、後半＝金市場にある金と、前半＝金による価値尺度機能(これは「観念的なものである」、この二つの関連をいかにつなぐか。これが第二の道標である。

本書は、これらの問題を理論的に解決したものではない。たんに道標として、または解決を前提として——不換銀行券は金との代理関係をつうじそれ自身の通貨価値を金から授権されたのであるから、諸商品に直面するのが不換銀行券であるばあいにも、代理関係の主体である金が諸商品の価値を尺度する筈である、という建前で——論を進めた。

構成は見られるとおりの単純なもので、まだ今後の研究への出発にすぎない。第1章は拙著『資本と競争』(ミネルヴァ書房、昭和43年5月刊)《付》「国際通貨管理抄論」を改題したもの、第2章は『福岡大学35周年記念論文集』(昭和44年11月発行)経済学編に掲載したものである。以上により国際通貨の通貨的・資本的の両側面とその交錯を押えたうえで、現実のドル問題を第3章で考察する、という順序をふんだ。第3章の前半(1~3)は『福岡大学経済学論叢』(第15巻第4号、昭和46年3月発行)のもの、後半(4~5)は今回(昭和47年8月26日)新たに脱稿した。その後におこっている円問題も、この後半の枠内で考えればよい。以上を第1編として、ここでは、図解できるところまでは図解するという方法をとった。黒板のまえて20年をすごした者の習性からか。

第4章は、マルクスの『経済学批判要綱』(1857~58年)について、経済学体系上の金融市場の位置を確認しておくためのもので、『福岡大学経済学論叢』(第13

巻第3号、昭和44年1月発行)に掲載したもの。今後、深町郁弥著『所有と信用』(日本評論社、昭和46年6月刊)にも学ぶところ多いと思うが、貨幣論と金融論との重なるところを金融市場(money market)とし、桑野氏のお考え(桑野仁著『国際金融論研究』法政大学出版局、初版、昭和42年4月刊、「序論」3頁)のように、(a)貨幣論の国際部面への適用(=世界貨幣としての金の理論と為替相場理論)と、(b)利子生み資本論の国際部面への適用(=資本輸出論)との重なるところが国際金融市場であるとしたとき、国際通貨論は国際金融市場をまったく離れたところでは展開しえない、もっとも具体的なものであらうと考えられる。第2章は、その意味で、この第4章を踏み台として展開されるべきものであらう。国際通貨論が一度は通らなければならない関門、そのための覚え書として第Ⅱ編に配置した。

＜付録＞の通貨関係諸法令のうち「スイス新鑄貨法」は、昨年スイス留学中に入手、「スイス・フラン切上げの法的基礎」と題して『福岡大学経済学論叢』(第16巻第2・3・4合併号、昭和47年3月発行)に発表したままのもの。IMF協定は堀江薫雄著『国際通貨基金の研究』(岩波書店、昭和37年1月刊)、SDR関連条項は尾崎英二著『SDR—国際通貨体制の将来』(東洋経済新報社、昭和44年10月刊)のそれぞれの付録にもあるが、ここではとくに他の諸法令と並べることがを旨として、条約ではあるが、一応両氏の御諒承をえたうえて、一部の抜萃を掲載することにした。

大正6年(1917年)9月12日公布の大蔵省令第28号『金貨幣又ハ金地金輸出入取締ニ関スル件』、昭和6年(1931年)12月13日公布の大蔵省令第36号『金貨幣又ハ金輸出入取締ニ関スル件』、同年12月17日公布の緊急勅令第291号『銀行券の金貨兌換ニ関スル件』、昭和8年(1933年)5月1日施行の『外国為替管理法』とその細則『外国為替管理ニ基ク命令ノ件』(同年4月26日大蔵省令第7号)、等々の金本位法停止条項については、その転載を割愛した。しかし、これら停止条項の作用のうちに、昨年のニクソン声明によってドルとの交換を停止された金の形態規定性=役割にたいする一つの示唆がありはしないか。森七郎「金輸出再禁止と為替管理」(昭和39年1月稿)を参照のこと。

は し が き

以上のように、本書の道標と構成とを述べることで「はしがき」に代えなければならない浅学を恥入るほかない。ただ、金ドル交換が停止され、従来のIMF体制がそうでなくなり、これから開かれるであろう歴史の新しい一頁を前にして、論者の国際通貨論を、私なりにまとめておきたかっただけである。本書の題名が『論考』とされたのは、そのことを指す。

関係各位の御叱正、御鞭撻をお受けできれば、幸甚としなければならない。

1972年10月27日

福岡市弓掛にて

著 者

目 次

は し が き

第 1 編

第 1 章 国際通貨の通貨的条件	3
1 国際通貨法としての I M F 協定	3
2 I M F 体制の跛行性	9
3 八条国移行図形の弁証法	18
4 トリフィン・プランの諸条件	29
5 国際通貨の不換と管理 (S D R)	33
第 2 章 国際通貨の資本的条件	40
1 国際金融センターのセンター通貨	40
2 H. マグドフの観点	48
3 A・H・ハンセンと R・F・ハロッド	61
第 3 章 ドルにおける危機の構造	74
1 底流としての金流出傾向	74
2 固定レート制とインフレーション	81
3 ドルにおける金交換停止の代替	89
4 1971年 8 月 15 日の歴史的意義	100
5 スミソニアン「体制」とは何か?	111

第 2 編

第 4 章 『要綱』における信用論の組み方	129
1 編別と内部的仕組み	129
2 一般性・特殊性・個性	135

3	信用の基礎	143
4	総体性としての金融市場	150
5	全信用論	155

付 録

1	兌換銀行券条例（明治17年5月26日，太政官布告第18号）	169
2	貨幣法（明治30年3月29日，法律第16号）	171
3	スイス新鑄貨法	174
4	国際通貨基金旧協定（抜萃）	187
5	S D R関連条項（抜萃）	199

第 1 編

第1章 国際通貨の通貨的条件

1. 国際通貨法としてのIMF協定

国際通貨は世界貨幣としての金またはそれとの兌換性を根拠とした外国為替でなければならない。このことは、世界貨幣の本質および諸機能⁽¹⁾からくる論理的・歴史的⁽²⁾的要請である。ただ国際「通貨」という用語は、商品流通のたんに「瞬過的」契機⁽³⁾にすぎない国内「通貨」機能との同一性に対応するものとしてでなく、世界貨幣がそれ自身の諸機能を担わされて「世界市場流通」⁽⁴⁾に入るときのその運動に対応するものと考えればよい。もし前者のごとくなら、国際通貨は初めから強制通用力を負わされた世界政府紙幣として各国内通貨をも置替えるものとなり、また国際通貨制度の改革も多くのプランをまつまでもなく一義的・先験的に定まっていることになるからである。そうではなしに、国際通貨は、その論理的・歴史的⁽⁵⁾的要請からあくまでも世界貨幣と「国際的信用通貨」とでなければならない。そうだからこそ、改革も、究極的には国際的信用制度の改革につながるのである。

世界の一国一国の貨幣制度が金本位制であるとしたときの、本位（価格標準としての一定金量）間の連繫たる金平価は、これを国際的本位とみても差支ない。本位制といわれるには、本位規定による金量が現実に鑄造および兌換によって国内で流通することが条件をなすが、その際には対外的にも、金平価にもとづく金量が現実に現送をつうじて国際間で流通するという条件は満されており、そのことによって本位規定が国際間にも生かされてくるからである。国内では、本位鑄貨または兌換銀行券の代表金量がちょうど本位規定による貨幣名の表示金量に一致しており、対外的にも、現送される金量がちょうど金平価に

準拠換算された為替額面の表示金額に一致しており、その金平価はまた各国の本位規定にもとづいた各国通貨の代表金額いかんによる通貨相互の換算比率そのものであるということが、この際、国際間にも本位制を確立してくる条件をなす。世界貨幣（＝金）との兌換性は、ここで為替兌換としての金現送に存するとしても、その内容は金平価に準拠しての通貨代表金額の現送であって、諸国不換制下にみられるような協定レートに準拠した、したがって通貨代表金額の現送であることの保証されない、現送ではない。三宅教授にしたがって前者を「普通の意味での金兌換」⁽⁶⁾というならば、後者は《違った意味での金兌換》ということになる。兌換比率が本位規定に準拠していないという意味で。

しかし、国際的信用通貨のことを国際通貨という場合、その世界貨幣（＝金）との兌換性には後者の意味での金兌換をも含ませなければ、動きがとれない。後者の意味での国際通貨は国際通貨でないとして研究から排除したのでは、歴史の進展についてゆけない。内容の相違からくる問題の重大性は、これをいつでも代入しうる位置におけばよい。後者の意味での国際通貨が流通するからとて、それを国際金本位制であるということとはできないが、国際金本位制でないから国際通貨でもないというのは事柄の混同である。小野氏がその著『国際通貨制度』において、貨幣制度（本位制度—筆者）と通貨制度との混同をいましめ、その区別を強調されている所以はここにあると考えられる。しかし小野氏が、⁽⁷⁾「金が世界貨幣として機能する制度は国際金本位制」⁽⁸⁾といわれているのは、これも再び、上に述べた第一の意味での金兌換と第二の意味での金兌換との混同であるといわねばならない。前者に照応し金平価に準拠した為替兌換と、後者に照応し協定レートに準拠した為替兌換とは、いずれも世界貨幣（＝金）を世界市場流通に入らしめることに变りはないが、だからといって両場合とも国際金本位制であるわけではない。前の場合はまさに国際金本位制であるとしても、後の場合はたんなる金決済制にすぎないのである。

もちろん諸国不換制の場合にも、変動レート制がとられていようと協定レート制がとられていようと、金平価は依然諸国通貨の代表金額間の割合として厳

存するとはいえ、国内では代表金量そのものが鋳造または兌換の自由をつうじて金量のまま現象することはない。ただ対外的に変動レートに現われるのみであるが、これとて、もともと国内での兌換停止が究極的には為替管理によらなければ国民的取付けを防止しえないことからの制約として、レート制としての一体制を獲得しうるものではない。兌換停止は、第一に兌換銀行券の現金化（兌換の無用化）と第二に発券銀行の国家機関化（強制通用力）という二本の脚に立脚しての措置とはいえ、停止自体を促したものが環境としての帝国主義諸国の不均等発展にあった以上、いずれは為替管理によるのでなければ国内通貨の対外減価を防止しえない。

トリフィン⁽⁹⁾は、変動レート制の役割についてつぎのように述べている。

「19世紀の経済機構にかんする古典的説明は、その力点を、国際収支の不均等にともなう貨幣および所得の移転に、また、かかる移転が価格と費用の比に及ぼす圧力に、おいている。1914年以後の国際収支の崩壊にかんする周知の説明も、おなじく、国内圧力グループと国民経済政策の乗りすてられつつある一目標としての完全雇用の受入れとが価格と費用に与えたところの増大する硬直性を強調する。この見解は、恐らく、国内物価の以前の弾力性の一代用物としての、したがってまた全国際収支問題に対する一万能策としての、為替レートの変動性によせられた多くのエコノミストたちの期待を物語るものであろう」。

要するに変動レート制なるものは、従来の自由競争制度に対応して金本位制のもっていたいわゆる自動調節作用（＝物価安定作用）を対外関係に移し、もって硬直化してきた国内物価等々の無理を対外的に解消することを期待された制度であった、と。しかしこの期待は、第一に変動レート制の上述の環境である帝国主義諸国の不均等発展と、第二に変動レート制そのもののつみこみ⁽¹⁰⁾内⁽¹¹⁾在⁽¹²⁾的欠陥とによって、いずれは為替管理に接続されざるをえない性質のものである。協定レート制といえども為替管理の例外ではない。それは、いわゆる公定為替相場制の国際協定の締結をつうじた国際版にほかならない。したがって、それは変動レートにおけるような諸国通貨代表金量の表現ではない（ただし国際的

第 1 編

支払差額は平衡しているとしても)。したがってまた、それを国際金本位制ということは、たとい金現送は存するとしても、またたとい協定レートに準拠した多角決済の完結がなされたとしても、不可能である。とはいえ、協定レートの存在と維持とがなければ、この場合、金現送のしようもなく多角決済のしようもないということも、また真実である。

公定為替相場、したがってまた協定レートは、諸国通貨の対外価値のその対内価値からの人為的分離——釘付けである。その意味からは、ヌルクセの述べた言葉——「国内通貨と国際通貨との区別そのものが重要になって来たのは、国内流通において銀行券や、銀行預金が次第に多く使われるようになってきたためである」¹²——は、実は不換銀行券にこそ適用されるべき言葉であるといわねばならない。

たとえば、連邦準備銀行券としての今日のドルは、国内では伝来的な $1/35$ 比例準備制¹³にもとづいて発行されているものの、本質的にはあくまで不換銀行券として、その運動したがって対内価値の変動は紙幣流通法則という「特殊法則」¹⁴に従わざるをえないのである。しかし、国内でいったん不換銀行券として発行された筈の同一のドルが、いつの間にか国際通貨として対外支払にも流用されたときのその対外価値は、1934年金準備法¹⁵にもとづき、100%支払準備¹⁶を擁すべき米財務省およびその代理たる連銀による外国政府・中銀のもつドル残高の金兌換をつうじて1ドル=金 $1/35$ オンスに管理され、それが今日IMF協定レート¹⁷の「基軸」の位置に据えられている。

そして、加盟諸国通貨の協定レートはそのドルで、「または」金¹⁸で表示されることになっている。ということは、1945年10月28日現在の金¹⁹での公定為替相場が、例えば x 円(ポンド、フラン等々) = $1/35$ 金オンスであったとすれば、いまやそれらがドルに対しても、 x 円(ポンド、フラン等々) = 1ドルというように表示されることを示す。そうすると、しかし、ドルの対内価値がもともと金 $1/35$ オンスである保証はないのに加え、いまや円(ポンド、フラン等々)の対内価値も金 $1/35$ オンスに比例(金 $1/35$ オンスの $1/x$, $1/y$, $1/z$ 等々)す

るという保証もない、にもかかわらず、それらの対外価値は協定レートに固定されていることになる。それは、それら通貨の実勢よりも割高または割安でありうる。したがって、かかる状態を国際金本位制であるということはできないが、それでも、諸国通貨の対外価値（レート）は、たとえ切下げの必要あって切下げたとしても、その点で一応は上記のように定めなければ、国際的取引自体が円滑に運行しえず、多角決済の完結＝国際的信用通貨の流通による金節約の共同利益も享受されえない。

三宅教授は述べられている。

「平価を決定した、また平価を切下げたというのは、この点で通貨価値を一応安定し、これを今後維持して行くとする場合に、そういう安定の条件を整えこの平価で安定し今後この平価を維持して行くごとき通貨政策をとる場合に、はじめて意味があるのであり、もしそうでなければ、ことさらにここで平価を云々することは殆んど無意味である。……かく平価の決定は、ここで貨幣制度（?!—筆者）を一応確立するということではなければ無意味であり、この平価で安定し、これを維持しうる条件が整っていないならならぬ」²⁰。

平価の決定は、同時に平価維持の条件をともなわなければ意味がない。——そういう意味で、IMF協定を協定レート維持のための国際通貨法として考察することから始めるならば、順次につぎの問題が焦点となる。

A. 第4条第1項aの平価規定は、他の諸条項により如何なる仕方で維持されようとしているか？ また、これと関連して、第5条第6項bの自由金市場の承認は如何なる意味をもっているか？

B. 第1条iv「多角的決済制度の確立」は、第8条第4項a「外国保有残高の交換性」により如何なる仕方で実現されようとしているか？ そのさい、IMF体制は果してドル体制にビルト・インされているといえるかどうか？

C. トリフィン・プラン（第1案）の目標とする多角決済の国際的完結による国際的信用通貨流通の実現は、八条国ブロックの締結かまたは南北問題の解決かを想定せずには、不可能なのではないか？